住所　東京都足立区大谷田３丁目６番13号
　レ・ティ・ホン・ハン　昭和53年８月２日生
　チャン・ハ・ティエン・チャウ　平成15年３月31日生
　チャン・ハ・ユエン・ナ　平成19年11月15日生
住所　東京都大田区東糀谷４丁目11番３―205号
　ファン・ニャット・ティエン・アン　平成18年１月４日生
住所　さいたま市大宮区仲町３丁目101番地１
　コバレブ・アルチョーマ・ボリスビッチ　昭和63年４月28日生
住所　神奈川県高座郡寒川町岡田3531番地
　グエン・ティ・タン・マイ　昭和52年８月31日生
住所　埼玉県吉川市吉川２丁目７番地24
　グェン・ティ・トゥ・ガ　昭和58年５月31日生
住所　神奈川県大和市下鶴間716番地６
　ムスリム・アスラム　昭和60年４月14日生
住所　東京都港区三田５丁目８番16―1201号
　頼稚涵　昭和58年12月24日生
住所　東京都西東京市南町３丁目５番２号
　パオラ・アンドレア・バレンシア　昭和60年11月４日生
住所　埼玉県ふじみ野市上野台１丁目３番14棟605号
　姜幸子　昭和55年５月24日生
住所　東京都世田谷区松原２丁目41番７号
　ジョン・カルロス・ヒロシ・クラオカ　昭和56年２月４日生
住所　広島県福山市城見町２丁目１番５―906号
　鄭真弓　昭和46年５月20日生
　陳愛理　平成12年３月７日生
住所　東京都新宿区荒木町６番地22
　呉啓旗　昭和59年２月14日生
住所　長野県飯田市北方233番地
　タケヒデ・ナンザカ　平成２年５月23日生
住所　千葉県柏市十余二248番地322
　王玉　昭和58年２月22日生
住所　高知県高岡郡四万十町北琴平町３番13号
　王冰　昭和55年２月22日生
住所　山口県周南市松保町10番16号
　朴武志　昭和43年10月６日生
　朴尚治　昭和48年３月14日生
住所　東京都中野区江古田４丁目31番17号
　ラビンドラ・ケーシー　昭和58年12月31日生
住所　東京都大田区新蒲田２丁目８番11号
　姜美希　昭和62年１月29日生
住所　東京都荒川区東日暮里２丁目49番７―301号
　秦明玉　昭和32年11月16日生
住所　大阪市北区中崎西３丁目１番12―1210号
　申知佳　昭和62年９月13日生
住所　大阪府東大阪市本町１番35号
　尹聖乃　昭和58年９月６日生
住所　大阪市淀川区木川西１丁目13番29号
　裴麗敏　昭和55年１月27日生
住所　北九州市小倉北区金鶏町９番33―1001号
　金公明　昭和49年７月９日生
住所　和歌山市朝日236番地８
　金美行　昭和55年８月４日生
住所　和歌山市田尻221番地７
　金枝里　昭和58年８月２日生
　金政志　昭和60年９月28日生
住所　香川県綾歌郡宇多津町231番地
　姜峰　昭和56年１月３日生
住所　埼玉県川口市西川口３丁目22番23号
　張婧怡　平成７年12月13日生
住所　埼玉県川越市南大塚５丁目36番地10
　李亜麗　昭和58年１月25日生
住所　埼玉県所沢市大字久米1219番地12
　鄭智弘　昭和49年12月26日生
住所　埼玉県蕨市**塚**越５丁目51番２号
　董帥　平成５年８月19日生
住所　新潟市江南区北山720番地１
　禹海龍　昭和56年６月８日生
住所　東京都杉並区上荻２丁目34番18号
　邵和峰　昭和60年８月19日生
住所　沖縄県豊見城市字豊崎１番地559
　マリア・ルーズ・パニザ・オオタ　昭和41年４月14日生
住所　千葉県浦安市富士見１丁目10番30―302号
　王子洋　平成元年７月17日生
住所　東京都墨田区緑４丁目27番８―1302号
　カルロス・ヨシト・ヒガシ　昭和38年８月15日生
住所　東京都渋谷区恵比寿３丁目５番20号
　孫盛培　昭和51年９月23日生
住所　北九州市八幡西区上上津役６丁目13番１号
　梁文子　昭和18年９月22日生
住所　福岡県糸島市志摩御床449番地
　劉文静　昭和54年９月25日生
住所　横浜市中区柏葉95番地１
　崔英淑　昭和47年４月17日生
住所　横浜市磯子区磯子台27番Ｄ―804号
　王崢　昭和45年３月15日生
　呉睿佳　平成17年５月30日生
住所　横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地
　ヴナ・ユウ・フジタ　昭和51年８月30日生
住所　横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地
　マイケル・シン・ユウ　平成13年２月11日生
住所　奈良市丸山２丁目1220番地58
　鄭峰子　昭和27年７月14日生
住所　東京都大田区仲池上１丁目32番３号
　鄭文浩　昭和60年２月15日生
住所　東京都大田区仲池上１丁目32番３号
　鄭美雅　平成元年２月18日生
住所　茨城県水戸市元吉田町1581番地３
　薛燕　昭和61年11月24日生
住所　愛知県豊橋市大岩町字北田59番地１
　文俊樹　昭和59年12月30日生
住所　岐阜市則武307番地53
　成慶洙　昭和62年６月23日生
住所　大阪府和泉市王子町１丁目３番34号
　姜玉恵　昭和55年11月10日生
　姜虎宏　昭和62年１月17日生
住所　大阪市淀川区西三国１丁目１番27号
　朴成済　昭和55年３月６日生
住所　大阪府寝屋川市松屋町11番10号
　金利美　昭和52年10月４日生
住所　茨城県水戸市金町２丁目３番16―507号
　金華　昭和48年３月23日生
住所　さいたま市見沼区大字大谷1854番地68
　朴慶倫　平成16年１月５日生
住所　京都市西京区桂西滝川町57番地
　王昕　昭和55年３月15日生
住所　岡山市中区中井69番地２
　朴裕美　昭和55年11月23日生
住所　東京都町田市森野１丁目29番３号
　池福仙　昭和55年８月６日生
住所　名古屋市守山区川西１丁目814番地
　朴春蘭　昭和52年２月14日生
　朴**暎蘭**　昭和57年12月15日生
住所　東京都文京区春日２丁目３番１―905号
　呂知世　昭和61年４月７日生
住所　東京都江東区潮見２丁目10番15―309号
　鄭幸恵　昭和56年11月24日生

○外務省告示第二百六十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十一号

簡のシア連邦政府に対するミクロネシア連邦政府との間の交換がミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の簡のシア連邦政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進のための資金の贈与

２　生産物及び役務を購入するための資金の贈与に寄与

３　贈与額　三億円

２　署名者

日　署名者

ミクロネシア側　坂井眞樹在ミクロネシア大使

ロバート・Ｓ・ローリン外務大臣

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十二号

簡のシア連邦政府に対するミクロネシア連邦政府との間の交換がミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の簡のシア連邦政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進のための資金の贈与に寄与

２　生産物及び役務を購入するための資金の贈与に寄与

３　贈与額　一億円

２　署名者

日　署名者

ミクロネシア側　坂井眞樹在ミクロネシア大使

ロバート・Ｓ・ローリン外務大臣

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十三号

ラムサール条約関係ラチ気象観測用レーダー設置計画の実施及び内容　カラチ気象観測用レーダーの設置計画に必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　十九億四千九百万円

３　贈与の期限　平成三十三年十二月三十一日までに

ラムサール条約関係ラチ気象観測用レーダー設置計画の概要の書簡の交換がパキスタンのためのイスラマバードで、平成二十七年七月八日にイスラマバードで効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十四号

簡のシア連邦政府に対するミクロネシア連邦政府との間の交換がミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の簡のシア連邦政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進のための資金の贈与に寄与

２　生産物及び役務を購入するための資金の贈与に寄与

３　贈与額　三億円

２　署名者

日　署名者

ミクロネシア側　坂井眞樹在ミクロネシア大使

ロバート・Ｓ・ローリン外務大臣

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十五号

簡のシア連邦政府に対するミクロネシア連邦政府との間の交換がミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の簡のシア連邦政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進のための資金の贈与に寄与

２　生産物及び役務を購入するための資金の贈与に寄与

３　贈与額　一億円

２　署名者

日　署名者

ミクロネシア側　坂井眞樹在ミクロネシア大使

ロバート・Ｓ・ローリン外務大臣

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十六号

簡のシア連邦政府に対するミクロネシア連邦政府との間の交換がミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の簡のシア連邦政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進のための資金の贈与に寄与

２　生産物及び役務を購入するための資金の贈与に寄与

３　贈与額　三億円

２　署名者

日　署名者

ミクロネシア側　坂井眞樹在ミクロネシア大使

ロバート・Ｓ・ローリン外務大臣

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十七号

ラムサール条約関係ラチ気象観測用レーダー設置計画の実施及び内容　カラチ気象観測用レーダーの設置計画に必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　十九億四千九百万円

３　贈与の期限　平成三十三年十二月三十一日までに

ラムサール条約関係ラチ気象観測用レーダー設置計画の概要の書簡の交換がパキスタンのためのイスラマバードで、平成二十七年七月八日にイスラマバードで効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十九号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十一号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十二号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十三号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十四号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十五号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十六号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日にバリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」のにについて効力を生ずる。

（平成二十七年六月五日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十七号

アゼルバイジャン共和国政府は、平成二十二年五月二十七日に